

平成 27 年度

東住吉区地域支援調整チームからの意見に対する回答

大阪市福祉局障がい者施策部

東住吉区	
1 障がい者に対する支援の社会資源がまだまだ不十分なので拡充を望む	
意見概要	
<p>障がい者の地域での生活を支える為の社会資源は一定整ってきたとはいえ、まだまだ不十分です。</p> <p>日中活動や障がい児支援、相談支援の分野で共通して上がったのが、医療的ケアが必要な障がい児・者を日中活動・ショートステイ・放課後等デイサービス・派遣事業所等の受け入れ先がまだまだ少ないことです。</p> <p>家族の入院や急死によって、その日から介護者がいなくなって困る事があります。介護保険と比べて、大阪市内ではショートステイできる所が少なく、かつ空いていないので、緊急や長期で利用する際は、市外や他府県を探すこととなります。身近な地域で緊急時に利用できるショートステイ先の確保が必要です。</p> <p>また障がい者の専門的知識を持った医療機関が少なく、18歳以上の身体障がい者が障がい特性に応じたりハビリを受ける所も数少ないのが現実です。知的・精神の方々が夜や仕事が終わった後等に、気軽に寄れて話ができる場所等も必要です。</p> <p>サービスが支給決定されるまでに緊急で支援が必要な場合や、日常的にサービスを使う必要はないが、急にサービスが必要になった時に福祉サービス等の制度を使えない人もいます。この様に現行の制度では対応できないこともあります。</p> <p>様々な障がいのある人が、安心して地域の中での生活を継続できるように、大阪市として社会資源を、責任をもって増やして行って頂きたいと思います。</p>	
回 答	
<p>本市におきましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの福祉サービス事業所については着実に増加していますが、サービスの適切な提供を確保するため、福祉サービス事業所に対する研修や運営指導に取り組んでいます。</p> <p>また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者など重度障がいのある方々が福祉サービスの利用につながり安心して地域で暮らしていただけるよう、ニーズの高い医療型ショートステイ事業や医療コーディネート事業の取組を進めてきたところです。</p> <p>さらに、福祉サービス事業所が適切な支援を安定して実施できるよう、国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところですが、今後とも継続して国に対して要望を行い、サービス提供の基盤整備に努めてまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-7986）